

# 成育基本法に基づく成育医療等の提供に関する施策の実施状況の公表等について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第10条及び第11条第6項の規定に基づき、政府は、施策の実施状況等について、公表することとされている。

(成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況の公表)

第10条 政府は、毎年一回、成育過程にある者等の状況及び成育医療等の提供に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

第11条

1～5 (略)

6 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7・8 (略)

内容	すべきこと	頻度	今回の議題	資料番号
①成育過程にある者等の状況 (第10条)	公表	毎年1回	状況の報告	資料1-2
②成育医療等の提供に関する施策の実施の状況 (第10条)	公表	毎年1回	実施状況の報告	資料1-3
③成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況 (第11条第6項)	評価	適時	—	—